

質問事項に対する回答

(厚生労働省／日本年金機構)

(質問)

国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求、年金受給権者住所・支払機関変更届、年金手帳再交付申請等は、紙による手続きでは申請者の記名・押印または署名（自筆）による申請が認められているが、オンライン手続では申請者の電子署名を必要としている理由を教えてください。また、これらの申請に係るオンライン手続の利用拡大に向けた、本人確認方法の改善に関するこれまでの検討・実施の状況、今後の取組方針を教えてください。

(回答)

- オンライン手続において申請者の電子署名を必要としている理由については、本人であることを確認するため、電子申請導入時において個人情報保護等セキュリティ対策の観点を踏まえ、電子署名の添付を求めたこととしたもの。

- オンライン手続の利用拡大については、関係団体からの要望を踏まえ、これまで、主に企業等が反復・継続的に利用する手続（被保険者の資格取得・得喪届、報酬月額算定基礎届、賞与支払届等の届出）を中心に、申請者の利便性向上等の観点から、社会保険労務士の提出代行時における署名手続の簡略化について取り組んできたところ。
 - 事業主の電子証明書に代えて、ID・パスワードの利用を可能とする取組の実施（18年6月）
また、雇用保険とのID・パスワードの一本化（20年2月）
 - 事業主の提出代行者であることを証明することができるものを添付することにより、事業主の電子署名の省略の実施（20年6月～）
 - 被扶養者（異動）届及び国民年金第3号被保険者関係届について、委任状の添付により、事業主の電子署名に加え、被保険者の電子署名の省略の実施（21年4月～）

今後とも、手続に係る実務的な運用を行う日本年金機構において、厚生労働省等関係機関・団体とも連携しつつ、「オンライン利用拡大行動計画」等に基づき、申請者の利便性の向上等に取り組んでいく予定。

(質問)

雇用保険離職者証明書について、電子署名以外の方法を採用する目算はあるのか。あるとすれば、どのような方法を教えていただきたい。

(回答)

検討中であり、目算の有無について、具体的に回答できるものはない。